

里庄町工場立地法準則条例指導要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、里庄町工場立地法準則条例（平成 30 年里庄町条例第 号。以下「条例」という。）に基づき、特定工場が緑地又は環境施設（以下、「緑地等」という。）を整備するに当たり、留意すべき事項を定めることにより、周辺の環境に配慮した工場立地を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。）の定めるところによる。

(適用対象者)

第 3 条 この要綱の適用を受ける者（以下「対象者」という。）は、条例第 3 条に規定する対象区域において、法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 108 号）附則第 3 条第 1 項の規定による届出（以下「法に規定する届出」という。）をする者とする。

(緑地等整備基準)

第 4 条 対象者は、法第 4 条第 1 項第 1 号の緑地等を整備する場合は、次の各号に規定する事項に留意しなければならない。

- (1) 条例第 3 条に規定する緑地面積率等を適用し、緑地等を新設する場合には、当該面積率に相当する緑地等を特定工場敷地内の周辺部に配置すること。
- (2) 条例第 3 条に規定する緑地面積率等を適用し、既存の緑地等を減少させる場合において、特定工場の周辺に住宅地があるときは、当該住宅地に面した当該特定工場の敷地内の緑地等を残置することにより、周辺環境に配慮した対策を行うこと。
- (3) 前号の規定による対策ができない場合は、特定工場が発する騒音、振動等が当該特定工場の周辺の住宅地に及ぼす影響を減少させるための措置を講じ、又は工作物を設置すること等により、周辺環境に配慮した対策を行うこと。

2 対象者は、前項に規定する留意事項について、あらかじめ、別表に掲げる本町の関係各課との協議を行わなければならない。

(届出)

第 5 条 対象者は、法に規定する届出に併せ、前条第 1 項各号に規定する対策に係る緑地等整備に関する届出書（別記様式）を町長に届け出なければならない。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。

別表（第 4 条関係）

開発行為に関する事	農林建設課
騒音・振動・悪臭に関する事	町民課